

「宇土市民会館」における指定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市民会館条例」第19条の規定に基づき、「宇土市民会館」の指定管理者の公募を行った結果、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

宇土市民会館

2 指定管理候補者

NPO法人 宇土の文化を考える市民の会
理事長 田代 重臣
宇土市新小路町123

3 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（予定）

4 宇土市指定管理者選定委員会

開催日：（第1回）令和2年 9月30日
（第2回）令和2年10月16日

委員：（委員長）谷崎 淳一（副市長）
古川 隆雄（学識経験者）
村上 暎隆（施設利用者等）
吉川 満璃子（施設利用者等）
太田 耕幸（教育長）
宮田 裕三（教育部長）

※宇土市指定管理者選定委員会採点集計表（別紙参照）

5 選定に至った経緯，理由

今回応募があったのは指定管理候補者として選定された1者のみであった。審査基準表による採点は、委員1人あたりの持ち点が100点で、委員全員（6人）で600点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち360点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果は、514.7点（委員1人平均85.8点）であり、特に、前回より引き続けての事業計画ということもあり宇土を核とした文化振興のための事業や各種媒体を使用した広報、利用者の安全確保に対する姿勢が選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、「NPO法人宇土の文化を考える市民の会」を指定管理候補者として選定することとした。

宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

評価選定項目			審査項目	配点	NPO法人宇土の文化を考える市民の会	
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	1	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか 	120	105.2
		2	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービスの向上のための取組内容は適切か		
				②募集要項に示した内容の提案は適切か		
	③自主事業の提案は市が意図した企画となっているか					
	④全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか					
	3	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①求めている内容が事業計画書で提案されているか			
			②施設管理、安全管理は適切か			
			③維持管理は効果的に行われているか			
	2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	1	施設の管理運営に係る経費の内容		
②決算余剰金の取り扱い						
2		収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の算出方法や根拠は適切か ・収支計画の実現可能性はあるか 			
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか	1	安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制は十分か、また採用や確保の方策は適切か	120	98.5
				②緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保されているか		
				③職員の指導育成、研修体制は十分か		
				④現雇用者の継続雇用に配慮されているか		
	2	安定的な運営が可能となる経理的基盤	①団体の財務状況は健全か			
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	1	文化施設としての活性化策	①市民会館の活性化が期待できるか	240	222
				②地域の活性化が期待できるか		
		2	文化芸術活動の実績等	①文化芸術活動に対する支援や企画運営等に実績があるか		
	3	文化芸術に関する理解力	①宇土市の文化芸術に関する理解があるか			
合計点				600	514.7	